

# 名張市エコツーリズム推進全体構想の概要

## 概況及び目的

名張市は三重県北西部に位置し、万葉の時代から東西往来の要所として栄えてきた。

市の中心に位置する市街地の周囲を山地が取り囲んだ盆地を形成しており、「赤目

しじゅうはちたき四十八滝」や「かおちだに香落溪」などの自然豊かな景勝地に恵まれ、むろうあかめあおやま室生赤目青山国定公園や赤目

いちしきょう一志峡県立自然公園にも指定されている。また、古事記、日本書紀にその名が登場するとともに、能楽の始祖観阿弥が初めて座を興した地としても知られる。

さらに伊賀忍者の修行の地としても知られており、近年では忍者が食材とした山菜を活用したエコツアーなどを実施している。

平成 23 年 11 月に「名張市エコツーリズム推進協議会」を設立し、貴重な動植物が生息・生育する豊かな自然環境の保護に配慮し、万葉の時代から育まれてきた歴史と文化を継承しながら、これらを地域の活力につなげていくことを目的として、「名張市エコツーリズム推進全体構想」を作成したものの。

## エコツーリズム推進法との関係

本全体構想は、法第 5 条第 1 項の規定により設置された「名張市エコツーリズム推進協議会」により、法第 5 条第 3 項の規定に基づき、作成されたもの。

また、本全体構想は、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」（平成20年6月閣議決定）に即して作成したものの。

本全体構想を法第 6 条第 1 項の規定により、主務大臣の認定を申請するもの。

## 概要

エコツーリズムを推進する地域（法第 5 条第 3 項第 1 号関係）

エコツーリズムへの取組が始められ、観光施設等の入込客の 9 割以上が集中する環境負荷が高い地域となっている「室生赤目青山国定公園」及び「赤目一志峡県立自然公園」の区域を設定。

エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第 2 号関係）

法第 2 条第 1 項の自然観光資源の定義に即し「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定。

主な自然観光資源  
（自然環境に係るもの）

- ・「オオサンショウウオ」「ニホンリス」「テン」「クマタカ」などの鳥獣

- ・「ノハナショウブ群落（名張市天然記念物）」「イワカガミ」「ヤマジノホトトギス」などの植物
- ・「柱状節理」「赤目四十八滝」「香落溪」などの地形・地質、自然景観 等  
（風俗習慣、伝統的な生活文化に係るもの）
- ・「松明講」「忍者」など風俗習慣、歴史的資源

エコツーリズムの実施の方法（同項第3号関係）

ルール

エコツーリズムの推進のため、次の5点に対しルールを設定。

ツアー参加者の安全 自然（自然観光資源）の保全 地域住民の生活環境及び史跡等の保護 環境全般 ツアーの質

案内（ガイドンス）及びプログラム

3つのテーマに即したツアーの考え方。

産業とエコツーリズムの連携強化

グリーン・ツーリズムと連携した体験型ツアー など

地域とエコツーリズムの連携強化

集落の暮らしや文化を体験するツアー など

関連する取組との連携強化

赤目四十八滝溪谷保勝会によるツアー など

モニタリング及び評価

モニタリングの対象は、動植物、生息地・生育地、森林環境、河川環境、その他の自然観光資源の5つに区分するとともに、モニタリング実施主体を、ツアー実施者、動植物や生態系の専門家、文化財や伝統文化の専門家等8つに区分する。

モニタリングは年1回実施し、専門家が評価し必要に応じて改善を提案する。

自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

名張市エコツーリズム推進全体構想に定めた自然観光資源のモニタリングに基づき、ツアー実施による影響や変化、問題点等を把握し、評価や改善方法を協議・確認して自然観光資源の保護及び育成に向けた措置を講ずる。

推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担（同項第5号関係）

名張市、事業者、地域住民、NPO法人、ツアーガイド、土地所有者等、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体から構成。

その他エコツーリズムの推進に必要な事項（同項第6号関係）

エコツーリズムの着実な推進

繰り返しのあるサイクルでエコツーリズムを推進し、地域の基礎力を蓄積する。

環境学習の視点を大切にしたツアー実施にあたっての留意点

次の5つに留意する。ツアー実施者を対象とした環境学習の実施、子どもたちへの環境教育の場づくり、体験型ツアーの実施、環境に配慮したツアーの実施。

地域住民等との連携

多くの地域住民がツアーに関わる機会を提供するとともに、地元農林水産物による食事の提供など、農林水産業にも利点があるツアーの実施。

地域の生活への配慮

地域住民の生活や慣習に影響を及ぼすことのないよう、ツアー実施者は、敷地や農地に立ち入る場合には事前に承諾を得る。

## 安全管理

ツアー関係者は、事前の安全対策の徹底、保険加入の推奨、ツアー参加者への注意喚起、スタッフ間の情報共有、定期的な安全研修会等の安全対策を実施。

## 全体構想の見直し

概ね5年ごとに全体構想の見直しを実施。